社団法人
日本トライアスロン連合
定　款

社 団 法 人 日 本 ト ラ イ ア ス ロ ン 連 合 定 款

第１章　　総　　則

第１条（名　称）
　この法人は、社団法人日本トライアスロン連合といい、外国に対してはＪａｐａｎ
　Ｔｒｉａｔｈｌｏｎ Ｕｎｉｏｎ（略称ＪＴＵ）という。

第２条（事務所）
　この法人は、事務所を東京都渋谷区渋谷２丁目９番１０号に置く。

第２章　　目的及び事業

第３条（目　的）
　この法人は、我が国におけるトライアスロン、デュアスロン及びそれらの関連競技(以下、総称してトライアスロンという)を統括し、代表する団体として、トライアスロンの普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第４条（事　業）
　この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
　（１）トライアスロンの普及及び指導
　（２）トライアスロンの日本選手権大会及びその他の競技会の開催
　（３）トライアスロンの国際競技大会等の開催及び国際競技大会等への代表参加選手の選定及び派遣
　（４）トライアスロンの競技力向上
　（５）トライアスロンに関する競技規則及び開催規則その他必要な規則の制定
　（６）トライアスロンに関する指導者及び審判員の養成及び資格認定
　（７）トライアスロンに必要な用具の製作及び検定
　（８）トライアスロン競技及び安全のための研究
　（９）トライアスロンに関する刊行物の発行
　（１０）我が国のトライアスロン競技界を代表して、財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会及び国際トライアスロン連合（ＩＴＵ）に加盟することならびにその事業への協力
　（１１）その他本会の目的を達成するための必要な事業

第３章　　会　員

第５条（会員の種別）

１　この法人の会員は、次のとおりとする。

（１）正会員　　都道府県におけるトライアスロン関連競技を統括する団体の代表者及び理事会の承認を受けた団体の代表者で、理事会において選任され総会で承認を受けた者

（２）登録会員　加盟団体を通じて登録または登記された者

（３）賛助会員　この法人の事業を援助する個人又は団体

（４）名誉会員　この法人に対し、特に功労のあった個人で、総会の議決を経て推薦された者

２　前項各号の会員のうち、正会員をもって法律上の社員とする。

第６条（入　会）

会員になろうとする者は、申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員とする。

第７条（入会金及び会費）

１　入会金、会費については、別途総会の議決をもって定める。

２　賛助会員は入会金を、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

３　既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第８条（資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

（１）退会したとき。

（２）死亡若しくは失踪宣告を受け、または所属団体が解散したとき。

（３）除名されたとき。

第９条（退　会）

会員が退会しようとするときは、その事由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

第１０条（除　名）

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名する。

この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この法人の名誉を傷付けたとき、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。

（２）この法人の会員として義務に違反したとき。

（３）会費を２年以上滞納したとき。

第４章　　役員等

第１１条（役　員）

この法人には、次の役員を置く。

（１）理　事　　１５名以上２０名以内

（うち会長１名、副会長３名以内、専務理事１名、常務理事３名以内）

（２）監　事　　３名以内

第１２条（役員の選任）

１　理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。

２　特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の３分の１を超えてはならない。

３　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第１３条（理事の職務）

１　会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序でその職を代理しまたはその職務を行う。

３　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の業務を掌理する。

４　常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。

５　理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた以外の事項を議決し、執行する。

第１４条（監事の職務）

監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

（１）この法人の財産及び会計の状況を監査すること。

（２）理事の業務執行の状況を監査すること。

（３）財産及び会計の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

第１５条（役員の任期）

１　この法人の役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

３　役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第１６条（役員の解任）

役員が次の各号の一つに該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第１７条（役員の報酬）

１　役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

２　役員の報酬は、理事会及び総会の議決を経て会長が定める。

第１８条（名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与）

１　この法人には、名誉総裁１名、名誉会長１名並びに顧問及び参与を若干名置くことができる。

２　名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。

３　名誉総裁、名誉会長は、理事会、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

４　顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について会長及び理事会の諮問に応ずる。

５　参与は、理事会の諮問に応ずる。

第１９条（事務局及び職員）

１　この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

２　職員は、会長が任免する。

３　職員は、有給とする。

第５章　　会　議

第２０条（総会の構成）

総会は、第５条第１号の正会員をもって組織する。

第２１条（総会の招集）

１　通常総会は、毎年２回会長が招集する。

２　臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

３　前項のほか、正会員現在数の５分の１以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、会長は、その請求があった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

４　総会の招集は、少なくとも１０日以前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

５　理事、監事及び専門委員会の委員長は、総会に出席して意見を述べることができる。

第２２条（総会の議長）

総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

第２３条（総会の議決事項）

総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

（１）事業計画及び収支予算についての事項

（２）事業報告及び収支決算についての事項

（３）正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項

（４）その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めたもの

第２４条（総会の定足数等）

１　総会は、正会員現在数の３分２以上が出席しなければ、その会を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

２　総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第２５条（会員への通知）

総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員に通知する。

第２６条（理事会の構成及び審議）

１　理事会は、理事をもって構成する。

２　理事会は、この定款に定めてある事項及び業務の執行に関する事項を審議決定する。

第２７条（理事会の招集等）

１　理事会は、毎年２回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の 3 分の１以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から２０日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

２　理事会の議長は、会長とする。

３　理事会は、開催日より７日前までにその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会の定めるところにより、これを招集することができる。

第２８条（理事会の定足数等）

１　理事会は、理事現在数の３分の２以上が出席しなければ、その会を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

２　理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第２９条（議事録）

すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表２名以上が署名押印の上、これを保存する。

第６章　　専門委員会

第３０条

１　この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第７章　　資産及び会計

第３１条（資産の構成）

この法人の資産は、次のとおりとする。

（１）設立当初の財産目録に記載された財産

（２）入会金及び会費

（３）資産から生ずる収入

（４）事業に伴う収入

（５）寄附金品

（６）その他の収入

第３２条（資産の種類）

１　この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の２種とする。

２　基本財産は、次に揚げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

（２）基本財産とすることを指定して寄付された財産

（３）理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

３　運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第３３条（資産の管理）

この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

第３４条（基本財産の処分の制限）

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数各々の３分の２以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第３５条（経費の支弁）

この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第３６条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。

事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第３７条（収支決算）

１　この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書ならびに会員の異動状況書と共に、監事の意見書を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後３か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

２　この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第３８条（長期借入金）

この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の３分の２以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第３９条（新たな義務の負担等）

第３４条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定められるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第４０条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年４月１日始まり、翌年３月３１日に終わる。

第８章　　定款の変更及び解散

第４１条（定款の変更）

この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第４２条（解　散）

この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第４３条（残余財産の処分）

この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第９章　　補　　則

第４４条（書類及び帳簿の備付等）

１　この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

（１）定　　款
（２）会員の名簿
（３）役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
（４）財産目録
（５）資産台帳及び負債台帳
（６）収入支出に関する帳簿及び証拠書類
（７）理事会及び総会の議事に関する書類
（８）官公署往復書類
（９）収支予算書及び事業計画書
（10）収支計算書及び事業報告書
（11）貸借対照表
（12）正味財産増減計算書
（13）その他の必要な書類及び帳簿

２　前項の第１号から第５号までの書類、同項第７号の書類及び同項第９号から第１２号までの書類は永年、同項第６号の帳簿及び書類は１０年以上、同項第８号及び第１３号の書類及び帳簿は１年以上保存しなければならない。

３　第１項第１号、第２号、第４号及び第９号から第１２号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第４５条（細　則）

この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附　則

１　この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。

２　第４０条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は、法人設立許可の日から平成１２年３月３１日までとする。

３　従来日本トライアスロン連合に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

４　第１２条にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。この場合の役員の任期は、第１５条第１項の規程に関わらず、平成１３年３月３１日までとする。

理　事（会　長）猪谷千春
（副会長）三宅義信、和田吉民
（理事長）荒井憲二
（理　事）佐藤雅寛男、蒲生光男、奈良島信泰、中野昭二、高安昌敏、竹内元一、高畑 徹、亀井清光、須山浩光、野口隆平、國分孝雄、島田文武、皆川眞一郎、中山正夫、中山俊行、山倉紀子
監　事　　秋山昭八、三宅淳一

附　則１

１．この定款は、平成２１年５月８日から施行する。

附　則２

１．この定款は、平成２１年８月７日から施行する。